

尾張旭市監査公表第20号

平成29年4月28日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

災害対策室

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>防災訓練仮設物等設営委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を採用した理由が明確ではない。随意契約ガイドラインの随意契約の適正な運用のための指針に、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」とは、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合、と示されている。</p> <p>また、同委託業務委託において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が、尾張旭市契約規則第32条第3号となっているが、免除の理由として同号には該当しない。</p>	<p>指摘事項に記載された内容について、災害対策室では、再度、随意契約ガイドラインの運用のための指針に記載されている内容を確認し、起案時には、随意契約を採用した理由を明確に記載することとしました。</p> <p>また、市契約規則第32条の契約保証金の免除についても、免除となる該当理由を契約の性質、目的、履行条件を確認した上で、適切に契約事務を進めるよう徹底しました。</p>
<p>自治体メール配信システム事業の契約書において、支払遅延利息の率が年3.4%になっているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息の率は平成28年4月1日より年2.8%に改正されている。（平成29年4月1日より年2.7%に再度改正）</p>	<p>災害対策室における各種契約に係る事業契約については、年度初めに当該年度の政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息率を確認し、適切に契約事務を進めるよう徹底しました。</p>